

むらやま広域婚活事業実行委員会婚活支援事業業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度むらやま広域婚活事業実行委員会婚活支援事業業務

2 目的

本事業は、村山管内の各市町や民間団体等が連携し広域で婚活事業を行い、村山地域で結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、婚活イベント等を実施し、出会いの機会を創出するとともに、定住促進と少子化の進行に歯止めをかけることを目的とする。

3 期間

契約の日から令和8年3月31日までとする。

4 業務委託の内容

以下は本業務の項目ごとに最低限必要な要件を定めるものであり、具体的な事業の内容及び詳細は、本実行委員会と協議及び調整のうえ、実施すること。

(1) 婚活支援事業の企画、運営

下記のとおり、婚活イベントを開催すること。

① 婚活イベントの開催回数・時期

原則、令和8年1月31日までに4回

※開催日は土日祝日問わず平日開催も可とする

② 婚活イベント1回開催の考え方

下記A、B、Cをセットにした開催により1回とする。

A：婚活イベントの本番

B：結婚・婚活セミナーの実施

C：フォローアップ

③ 婚活イベントの内容等について

A：婚活イベントの本番（以下、「イベント」とする。）

(ア) 企画内容

・結婚を希望する男女の出会いの場となり、交際に発展を促すような内容とすること。

・参加者同士が協力して取り組むことで、より進展が期待できる体験を盛り込むなど、村山管内の地域資源や季節感を活かしたものに努めること。

・特に若者、女性の集客を意識し、すべての回においてある程度の年齢制限設けること。また、若者や女性が参加しやすい、参加したいと思える内容を設定すること。

(イ) 対象 県内在住の独身の男性

県内在住または山形県に関心がある独身の女性

(ウ) 定員 1回あたり男女各15名程度※4回のうち1回は男女各30名程度

(エ) 開催場所 村山管内

(オ) アンケート

・各イベントにおいて参加者にアンケートを実施し、各イベントの事業報告時に提出すること。

B：結婚・婚活セミナーの実施

(ア) 内容

・各回、セミナーはイベントの前に行うものとし、イベント終了後において、参加者が次の婚活に向けて自信の醸成を図れるような内容とする。

- ・参加者のマッチング向上につながる心構え、コミュニケーション、身だしなみ等をレクチャーする。
 - ・繰り返し参加する者に配慮し、同じ企画内容としないこと。
 - ・男性向けは身だしなみ、女性向けはコミュニケーションに関するセミナーを1回以上設けること。
- (イ) 実施回数 男性向け・女性向け 各イベント前に1回

C：フォローアップ

- ・カップル成立者に対し、相談対応など、交際継続のためのプッシュ型の支援をイベント終了後から6か月間行うこと。プッシュ型の支援とは、電話やSNSを活用した助言や相談等を積極的に行うことである。また、交際の進捗状況等を把握するために継続調査を行うこと。なお、本人から了承を得られた場合は、「やまがた縁結びたい」と連携して支援する。
- ・カップルが成立しなかった場合でも、カップル成立、交際発展につながる支援を行うこと。

なお、カップル成立者について、委託期間終了後に知り得た情報（交際の進捗状況や成婚等）は、実行委員会に提供することを当事者から了承を得て、委託者からの問い合わせがあった場合は提供すること。また、カップル成立者に、成婚に至った場合は実行委員会に報告するよう事前にアナウンスすること。

④その他

- ・業務の運営に当たっては、イベントの募集、申込み・問い合わせ等（参加要件の確認を含む）、開催の周知等の各業務に付随する必要な事務等を含むものとする。
- ・参加予定者に対し、事前に電話やメール等で参加の意思を再確認するなどして、当日キャンセルを少なくするよう努めること。
- ・イベント等の実施に必要なスタッフ、会場は受注者が手配すること。

⑤留意事項

- ・参加費について、女性が複数名で参加した場合は、参加費を割り引くこととし、募集の際にその旨をチラシ等に明示すること。割引金額については、イベント毎に本実行委員会と協議し、決定すること。
- ・イベント及びセミナーは対面開催とする。

(3) 広報

- ・イベントやセミナーの集客に効果的な広報を実施すること。なお、広報の方法について、企画提案書に具体的な内容を明記すること。
- ・イベント毎に広報チラシを1,000部程度作成し、実行委員会が指定する配布先（13か所程度）に送付すること。
- ・SNS（インスタグラムなど）による広報を必須とし、様々な広報媒体を活用してイベントの周知、参加者の集客に努めること。
- ・広報チラシは事前に実行委員会と調整すること。なお、各チラシにイベントの年間計画を明示すること。
- ・イベントの募集期間は十分に確保し、特に大人数で開催するイベントについては格段に配慮すること。

5 安全管理

- (1) 受注者は、参加者が安心安全にイベント等に参加できるよう配慮すること。
- (2) 風水害の発生等によりイベント等の実施が困難と判断される場合、原則として当日の午前7時まで中止の判断を行うこと。受注者は、中止となった場合、参加者へ連絡する等、発注者の指示に従うこと。

- (3) 受注者は、災害等により参加者の安全が脅かされる恐れがある場合は、人命の安全確保を最優先するとともに二次災害の防止に努め、速やかに適切な対応を行い、直ちにその経緯を受注者へ報告すること。
- (4) 受注者は、運営上の事故に備え、必要な保険に加入すること。

6 成果品

上記4の開催日、開催場所、参加者、イベント内容、アンケート集計、カップル成立後の支援内容、SNSによる広報の実績（インプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数）等の報告書を各イベント終了後、10日以内に提出すること。

7 報告等

(1) 実績報告

最後のイベント終了後14日以内に、6に示す成果品を添付のうえ、実績報告書（別紙様式）を提出すること。なお、カップル成立後の支援内容については、報告時点の前月分までとする。

(2) その他

実行委員会は業務の執行の適正を期するため必要があるときは、受注者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問する場合がある。

8 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務終了後5年間は保管すること。総勘定元帳、現金出納簿、収入・支出決定にかかる調書、領収書等の会計関係帳簿類

9 支払い条件等

- (1) 業務開始以降に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受注者は前金払いを請求することができる。
- (3) 受注者が「4 業務委託の内容」の各項目に反した場合には、発注者と受注者とは協議のうえ、上記(2)による前金払いした額の一部又は全部を実行委員会に返還するものとする。
- (4) 本業務を実施する場合に取得する備品・消耗品は、取得価格が5万円未満のものとする。なお、機材等の調達については、できる限りレンタルやリースにより行うこととし、購入を検討する場合は事前に実行委員会と協議を行うこと。
- (5) 事業収入（参加費）については、イベント参加に必要な体験料、飲み物代等の実費相当額を超えないものとする。
- (6) カップル成立者への交際継続のためのプッシュ型支援（6か月）において、契約期間を超える分については、1カップルあたり月額2,000円（総額の上限80,000円）を翌年度別途契約して支払うものとする。

10 その他

- (1) 受注者は、業務上、個人情報を取り扱うことから、情報セキュリティに基づいた十分な対策を講ずるため、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を十分に理解し、業務の遂行に当たるとともに対策を講じること。
- (2) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。